

(1) アナログ規制の見直しについて

国 アナログ規制改革の取組

デジタル庁資料より

《現状》

20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つがデジタル化の遅れ

例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP: 日本109.5、米139.9、英124.1 (内閣府)

日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進みあらゆる産業・現場で人手不足が進むおそれ

例) 2019年1億2616万人のところ、2030年で1億1912万人(704万人減)、2050年で1億192万人(2424万人減)の予想

(国立社会保障・人口問題研究所)

法令などの規制でアナログ的な構造が維持されたまま。

こうした構造を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで、経済成長を実現することが不可欠

デジタル臨時行政調査会において、これまでにない「**3つの特徴**」を持つ規制改革を実施

特徴1 . 「**点の改革**」のみならず、「**面の改革**」も

個々の規制をピンポイントで見直すだけでなく、横断的な見直しを実施

特徴2 . 「**要望ベースの改革**」のみならず、「**テクノロジーベースの改革**」も

個別の要望への対応だけでなく、改革の効果である「技術力の向上」についても念頭に置いた見直しを実施

特徴3 . 「**現在の改革**」のみならず、「**将来の改革**」も

現在の法令の見直しだけでなく、将来の法令がその時代の技術に適合できるような仕組みを構築

(1) アナログ規制の見直しについて

点検・見直しの対象となる「アナログ規制」

デジタル庁資料より

規制分類	内容	国該当条項数	規制の例
目視	• 人間による[目視、現地、実地、訪問、立ち入り]等を求めている規定	2927条項	河川法、都市公園法、都市緑地法 •インフラ維持修繕のための巡視 等
定期検査・点検	• 定期的な[検査、点検、調査、測定、査察、監査、確認、審査]等を求めている規定	1034条項	水道法 •簡易専用水道における定期検査 等
対面講習	• 対面での研修受講や講習受講を求めている規定	217条項	道路交通法 •安全運転管理者講習 等
常駐・専任	• 人間の特定の場所への常駐又は専任を求めている規定	1062条項	浄化槽法 •大型の浄化槽における技術管理者専任 等
書面掲示	• 物理的な書面や掲示板への掲載を求めている規定	772条項	大規模小売店舗立地法 •届出要旨の掲示義務 等
実地監査	• 実地による監査を求めている規定	74条項	地方税法 •固定資産の実地調査等
往訪閲覧・縦覧	• 特定の場所へ赴いたうえでの閲覧等を定めている規定	1446条項	食品衛生法 •登録検査機関の財務諸表等の閲覧等
フロッピー等	• 記録媒体を指定している規定	2137条項	

(1) アナログ規制の見直しについて

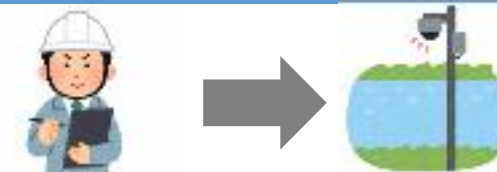
アナログ規制の見直し 具体的効果の例

デジタル庁資料より

現場の人手不足を解消したい

デジタル技術を活用して生産性を向上

建設業界・・・特定元方事業者による**作業場所の巡視、建築物の中間・完了検査**
介護業界・・・介護サービス事業所における**管理者の常駐**



点検・測定作業を定期的実施

デジタル技術を活用し検査・測定を効率化、簡素化

建物の所有者、管理者・・・消火器具、自動火災報知設備等の**定期点検**
温泉関係者・・・温泉の採取場所における**定期点検**



講習の手続きがアナログで煩雑

講習の申込、支払、受講、証明書受理までデジタル完結

社用車を有する事業関係者・・・安全運転管理者等に対する**講習**
百貨店、工場、病院、映画館等の施設関係者・・・防火管理者に対する**講習**



役所等の情報がネットで確認できない

いつでも場所を問わず、ネットを通じて確認可能

不動産業界・・・マンションの建替え事業に係る**事業計画の縦覧**
ホテル業界・・・料金・宿泊約款の**客室等への掲示**（国際観光ホテル）



(1) アナログ規制の見直しについて

地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し 国の要請を踏まえた対応

令和4年11月18日 デジタル庁「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を策定。
 全国の都道府県・市町村に対し、アナログ規制の一括見直しのための体制づくりを呼びかけ

	令和4年11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	...
国	11/18 マニュアル策定 (デジタル庁、 総務省通知)	12/21 各省庁 見直し工程発表					
県 本部会議・ 事務局				2/21 DX本 部会議	2/24 行革 委員会	2/27 市町村 向け説 明会	
各部局・所属		12/7~1/10 照会(第1弾) 県各部局における アナログ規制の洗 い出し	1/12~2/8 照会(第2弾) 見直し方針検討				

(1) アナログ規制の見直しについて

大分県 アナログ規制の洗い出しと見直し

- アナログ規制点検対象 : 962 件

国の法令等による規制（国規制）	: 575 件	国の法令改正等に従い対応
県条例等による規制（県規制）	: 387 件	<u>デジタル活用等による見直しを検討</u>

< 洗い出し結果 >

		国規制	県規制
目視	188	88	100
定期検査	73	45	28
対面講習	179	162	17
常駐・専任	174	172	2
実地監査	25	14	11
書面掲示	149	67	82
往訪閲覧	108	27	81
フロッピー等	66		66
合計	962	575	387



< 県規制 見直し分類 >

県規制		見直し (デジタル化)	継続検討	現状で デジタル可	見直し不要 (アナログ 維持)
目視	100	10	41	12	37
定期検査	28		14	1	13
対面講習	17	8	1	6	2
常駐・専任	2		2		
実地監査	11	4		1	6
書面掲示	82	45	18	6	13
往訪閲覧	81	50	25	6	
フロッピー等	66	66			
合計	387	183	101	32	71

(1) アナログ規制の見直しについて

アナログ規制の見直し例

規制分類	規定の例	見直し内容
目視	大分県環境緑化条例 第23条第1項 ・ 県緑化地域の保全等に関する実地調査 (農林水産部森との共生推進室)	・ 遠隔カメラ等活用による画像等で確認が可能な場合、実地調査を代替
定期検査・点検	大分県道路管理パトロール実施要領 ・ 目視による路面の劣化状況等の点検 (土木建築部道路保全課)	・ 国、他県の状況を注視(路面点検への画像解析技術活用等)
対面講習	毒物及び劇物取締法施行細則 第12条 ・ 特定毒物指導員の指定のための講習 (福祉保健部薬務室)	・ 講習会開催のデジタル化を進める。
常駐・専任	電気事業法 第43条第1項 ・ 電気事業を行う事業所における主任技術者の専任 (国：経済産業省 県：企業局等に影響)	・ 見直し予定(遠隔技術活用による兼任の許容)
実地監査	小規模事業経営支援事業費補助金の運用について ・ 商工会等への面談による事業計画の聞き取り (商工観光労働部商工観光労働企画課)	・ オンラインでのヒアリングを実施
書面掲示	美しく快適な大分県づくり条例 第23条 ・ 放置自動車所有者等が判明しない場合の公示 (生活環境部うつくし作戦推進課)	・ デジタル化対応
往訪閲覧・縦覧	遊漁船業の適正化に関する法律施行細則 ・ 遊漁船業者登録簿の閲覧は、農林水産部漁業管理課において行う (農林水産部漁業管理課)	・ デジタル化対応

(1) アナログ規制の見直しについて 県規制 今後の対応

1. 見直し（デジタル化）（183件）

(1) 目視、定期検査、対面講習、常駐・専任、実地監査（22件）

- ・当該規制や現場の実態を考慮すべきものであるため、**各規制所管所属にて個別に対応（改正、運用）**

例：土木建築部危機管理マニュアル

- ・地震・津波発生時の緊急点検について管内震度4以上の場合は緊急点検パトロールを実施する。一部、ドローン等のデジタル技術活用

(2) 往訪閲覧、書面掲示、フロッピー等の記録媒体指定（161件）

- ・公示文書の縦覧場所指定やフロッピーディスク等の媒体指定等、類型化が可能な規定については、**一括改正等、全庁統一的に対応（国同様）**

例：浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

- ・浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧場所は、大分県生活環境部循環社会推進課とする。HP等での掲載を検討する。

(例外) 県民へ義務づけをする規定等、現場の実態を考慮すべき規定は個別に対応

例：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ・（中略）具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。
上記の他、婦人保護施設、養護老人ホーム等の基準条例にも同様の規定あり。

(1) アナログ規制の見直しについて 県規制 今後の対応

2. 継続検討 (101件)

(1) 国の見直しを踏まえて検討するもの 34件

- ・国の動向を注視しつつ、デジタル臨調等とも意見交換

例：大分県温泉法施行条例 第10条（公共浴用利用許可済票等の掲示）

- ・（中略）それぞれ規則で定める許可済票を、施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。 **環境省において継続検討中**

(2) 関係団体との調整・周知が必要 19件

- ・各部局にて個別に対応（市町村：説明会にて県の状況を情報提供・意見交換）

例：大分県開発登録簿閲覧規程 第4条第2項

- ・登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設定、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示するものとする。
大分市、別府市との調整が必要

(3) その他の理由（技術動向の情報収集等） 48件

- ・今後、デジタル庁等が示すテクノロジーマップ等を踏まえ個別に対応

例：大分県環境影響評価条例 第36条第1項

- ・～（略）～その指定する職員に、事業者等の事務所若しくは対象事業が実施されている区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業に係る環境影響を調査させることができる。 **現地確認なしで、全ての項目を調査することは困難**

(1) アナログ規制の見直しについて 県規制 今後の対応

3. 現行の規定でもデジタルやオンラインで対応可能 (32件)

- デジタルやオンライン対応が可能な旨を規定に明記する等、規程の見直しが必要ないか、DX推進課と所管所属とで対応を再検討(国同様)

例：大分県公社等外郭団体に関する指導指針 第10-3(1)

- 主管部局長は、指定団体の協力を得て、毎年度、経営状況等の検査を行うとともに、必要があると認めるときは、当該指定団体の経営状況等に応じ、定期的な現地調査等、必要な調査を行うものとする。

4. 「見直し不要(アナログ対応で現状維持)」と所管所属において整理 (71件)

- 今後、国から示されるテクノロジーマップ等の情報も踏まえながら、本当に見直しの必要がないか、DX推進課と所管所属とで個別に再検討の上、次回以降のDX推進本部会議にて議論

例：大分県大規模小売店舗立地法の届出に関する手引き 第10条(説明会開催の公告)

- 設置者が行う説明会の公告は、～中略～日刊新聞紙への折り込み広告のほか、以下のいずれかの方法で行ってください。

(1) 大規模小売店舗が立地する周辺の自治会等への書面による開催通知

(2) 大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所における立て看板等による掲示

(3) その他知事が必要と認める方法

周辺住民への丁寧な周知のため、省令に定める方法(新聞掲載等)に加えて規定している。

(1) アナログ規制の見直しについて

アナログ規制の見直し 総括 県規制387件

全庁横断的な見直しや、国・市町村との連携により、「面の改革」を進め、デジタルの力を活用し、県民の利便性向上、行政の効率化を図る。

1. 見直し (デジタル化)	(1) 目視、定期検査、対面講習、 常駐・専任、実地監査	22件	各規制所管所属にて個別に対応 (改正、運用)
	(2) 往訪閲覧、書面掲示、 フロッピー等の記録媒体指定	161件	可能な限り、一括改正等、全庁 統一的に対応
2. 継続検討		101件	国の動き等を踏まえ継続検討
3. 現行の規定でデジタル対応可		32件	
4. 「見直し不要(アナログ対応で現状維持)」		71件	DX推進課と所管所属とで再検討

(1) アナログ規制の見直しについて

【参考】大分県 アナログ規制の洗い出し 部局別状況

	総務部	企画振興部	福祉保健部	生活環境部	商工観光労働部	農林水産部	土木建築部	会計管理局	労働委員会事務局	議会事務局	人事委員会事務局	監査委員事務局	教育庁	警察本部	病院局	企業局	総計
目視	42		8	16	1	16	21	6			1	1	4	50	4	18	188
定期検査	3			18		3	17	6						21		5	73
対面講習			148	7	8	1	1							11		3	179
常駐・専任			153	1	2	1	3							12		2	174
実地監査	1	1			4	14								5			25
書面掲示	10	1	43	29	2	6	19	1					1	36		1	149
往訪閲覧	22			25	3	7	21		2	5	2	2	3	12	2	2	108
フロッピー等	17		9	3		4	6	1	2	2	2	2	2	12	2	2	66
合計	95	2	361	99	20	52	88	14	4	7	5	5	10	159	8	33	962